

予定価格の事後公表のモデル的試行に係る実施要綱

(平成22年10月20日建管－1371)

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県が発注する建設工事について、予定価格の事前公表を行わず、事後公表のみとするモデル的試行（「以下「モデル的試行」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めるものである。

(対象工事)

第2条 モデル的試行の適用対象工事は、地域振興局農林部または建設部が発注する建設工事から選定する。

(入札公告等)

第3条 契約担当者は、モデル的試行の適用対象工事を発注するにあたり、請負対応額に基づき秋田県建設工事入札制度実施要綱（昭和62年4月22日監－134）に定める入札審査会等の審議を経て、秋田県条件付き一般競争入札実施要綱（平成19年3月29日建管－2422）第4条に定める入札参加資格を決定し、同要綱第6条に定める設計図書等の閲覧等を行う。

2 契約担当者は、あらかじめ、当該工事においてこの要綱に基づくモデル的試行を適用することを入札公告等において告知しなければならない。

(予定価格調書の作成)

第4条 契約担当者は、入札書の受理期限後から開札までの間に予定価格調書を作成しなければならない。

2 入札担当者は、入札書の受理期限後から開札までの間隔を、予定価格調書の作成が可能な日程を考慮して設定しなければならない。

(その他)

第5条 モデル的試行の適用対象工事には、建設工事等競争入札事務の取扱い（平成4年2月20日監－1687）（「以下「入札事務の取扱い」という。）第4の2の規定は適用しない。

2 モデル的試行の適用対象工事では、入札事務の取扱い第21の2の（3）の規定中、「最低制限価格」を「最低制限価格または調査基準価格」に、「入札した者」を「入札し、失格となった者」に読み替える。

附 則

この要綱は、平成22年10月20日から施行し、平成22年10月22日以降に入札

公告等を行う工事から適用する。

附 則 （平成２４年 ５月２９日建政－４３８ 一部改正）

この取扱いは、平成２４年 ５月２９日から施行し、平成２４年６月１日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則 （平成２６年 ３月１４日建政－２０１７ 一部改正）

この取扱いは、平成２６年４月１日から施行し、同日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則 （平成２７年 ３月２５日建政－２０５０ 一部改正）

この取扱いは、平成２７年４月１日から施行し、同日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則 （平成２７年 ７月２７日建政－７０１ 一部改正）

この取扱いは、平成２７年８月１日から施行し、同日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則 （令和３年 ８月 ６日建政－４４５ 一部改正）

この取扱いは、令和３年９月１日から施行し、同日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則 （令和４年 ３月１５日建政－１４１３ 一部改正）

この要綱は、令和４年４月１日から施行し、同日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。

〔 参 考 〕

〈適用除外〉

試行要綱第5条第1項関係

「建設工事等競争入札事務の取扱い」（平成4年2月20日監－1687）

第1～第4 略

（予定価格の事前公表）

第4の2 次の各号に掲げる建設工事については、入札契約手続の透明性の向上を図る観点から、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）を事前公表するものとする。

（1）請負対応額が4,000万円以上の建設工事で入札に付すもの

（2）請負対応額が4,000万円未満の建設工事で入札に付すもののうち、入札執行者が予定価格の事前公表を必要と認めたもの（入札執行者と予定価格を決定する者とが異なる場合にあっては、入札執行者が予定価格を決定する者と協議の上、事前公表を必要と認めたもの）

2以下 略

〈読み替え〉

試行要綱第5条第3項関係

「建設工事等競争入札事務の取扱い」（平成4年2月20日監－1687）

（再度の入札）

第21 1 略

2 前項による再度の入札を行うときは、次の各号の一に該当する者は再度の入札に参加することができない。

（1）、（2） 略

（3） 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回った価格で入札した者



（3） 最低制限価格または調査基準価格を設けた場合において、最低制限価格または調査基準価格を下回った価格で入札し、失格となった者

3 略